

税務Q&A



振込手数料を差し引いて 振り込まれる売掛代金について

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 稲岡 良平
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



当社は、売上代金の請求書を各取引先へ毎月発送していますが、取引先からの入金については、振込手数料相当額を差し引いた金額が振り込まれています。当社では、この手数料相当額を支払手数料として費用処理し、取引先には特に追加の書類は渡しておりません。10月1日から始まったインボイス制度では、何か注意する点がありますか。



売手と買手の双方合意の下で、売手の請求した金額に対して買手が振込手数料相当額を差し引いて支払いが行われることがあります。インボイス制度では、次のような対応が必要となります。

1. 売手が振込手数料相当額を支払手数料として 処理する場合

インボイス保存が免除される一定の場合を除き、すべての課税仕入れについてインボイスの保存が必要となります。そのため、支払手数料として費用処理した振込手数料相当額について仕入税額控除の適用を受けるためには、買手から交付を受けた適格請求書の保存が必要となります。(条件を満たせば、仕入明細書等による対応も可能です。)

なお、買手が売手のために金融機関に対して振込手数料を立替払したものとする場合には、売手は、買手が金融機関から受け取った振込手数料に係る適格請求書及び買手が作成した立替金精算書等の交付を受けることで、振込手数料の仕入税額控除の適用を受けることができます。また、買手が金融機関のATMを使って振込手続を行った場合には、インボイス保存の免除規定があります。

2. 売手が振込手数料相当額を売上値引きとして 処理する場合

売上げの値引きや返品を行った場合は、消費税法上は売上げに係る対価の返還等に該当するため、原則として適格返還請求書の交付義務が売手側に生じます。しかし、一万円未満の値引きや返品は、この適格返還請求書の交付義務が免除されます。この免除規定は、事業形態(個人事業主か法人か)や事業規模(売上げの大きさ)に関係なく、すべての事業者に適用されます。一般的な振込手数料であれば一万円未満であると考えられますので、買手である取引先にはインボイス関係の書類を追加交付する必要はありません。結果的に、売手はインボイス制度前と何ら変わらない対応が可能となります。

3. 支払手数料の処理から売上値引きの 処理に変更する場合

上記1ではインボイス保存が必要ですが、上記2ではインボイス対応は不要です。そのため、事業者によっては、これまで支払手数料としていた処理を売上値引きの処理に変更したいと考えるかもしれません。事業者がインボイス制度を機に、これらの経理処理を変更することは、何ら問題はありません。

また、上記1と2のハイブリッドのような方法となりますが、会計処理を支払手数料とし、消費税法上は、売上値引き(売上げに係る対価の返還等)とすることもできます。この方法であれば、会計処理上の勘定科目を変更せずに消費税区分の変更のみの対応で済み、インボイス保存も不要となります。

ご不明な点は、税理士等の専門家にご相談いただくほか、必要に応じて国税庁ホームページもご参照ください。